

議案第25号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 蔵垣多目的集会センター
所在 養父市大屋町蔵垣713番地
構造 鉄骨造平屋建
延床面積 298.00平方メートル

(2) 土地

所在 養父市大屋町蔵垣709番1 外1筆
地目 宅地、雑種地
面積 770.81平方メートル

2 譲渡の相手方



蔵垣区

区長 田村 英幸

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第26号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

(1) 施設

名称 和田多目的集会センター「和田会館」
所在 養父市大屋町和田297番地4
構造 木造平屋建
延床面積 191.38平方メートル

(2) 土地

所在 養父市大屋町和田296番3 外3筆
地目 宅地
面積 819.48平方メートル

2 譲渡の相手方



和田区

区長 松田 正憲

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。

議案第27号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名称 養父市木の香る小城交流促進センター
所在 養父市小城270番地1
構造 木造平屋建
延床面積 285.25平方メートル

2 譲渡の相手方



小城区

区長 北山 雅祥

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。